

届 出 電 気 工 事 業 者 変 更 事 項 一 覧 表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
変更事項 提出書類	個人の場合		法人の場合			営業所			電気工事の種類	主任電気工事士 工事士資格	建設業許可の更新等	届出行政庁の変更 電子申請
	氏名	住所	名称	所在地	代表者	名称	所在地	増設				
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）												
誓約書兼主任電気工事士雇用証明書												
主任電気工事士等実務経験証明書												
主任電気工事士の電気工事士免状の写し												
備付器具調書												
標識仕様書												
届出者が個人の場合：住民票抄本	1											
届出者が法人の場合：履歴事項全部証明書			1		1							
建設業許可通知書の写し												
建設業許可変更届出書の写し (許可行政庁の收受印があるもの)	1	2	1	3	1							
業務内容等報告書												
現在手元にある届出受理通知書原本												

- 1) いずれか一方を提出してください。(外字を使用している場合は、変更届出書の備考欄に記入してください。)
- 2) 【個人】住民票上の所在地が、建設業許可の主たる営業所の所在地と同じ場合は、住民票抄本に代えることができます。
- 3) 【法人】登記上の所在地が、建設業許可の主たる営業所の所在地と同じ場合は、履歴事項全部証明書に代えることができます。
- 届出事項の変更に係る手続は、手数料不要です。
- 届出行政庁を変更する際は、必ず、届出受理通知書の原本を返納してください。**

電 気 工 事 業 の 【 届 出 の 変 更 】 手 続

この案内は、既に届出している方が、その届出を変更する際にお読みいただくものです。
建設業許可をお持ちでない方、自家用電気工作物の工事のみを行う方は別の手続になります。

【提出方法・問合せ先】

1 提出方法

(1) 提出書類等を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）と
してください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類の到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター 1 階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課火薬・電気担当

(2) 提出書類等を電子申請で提出

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

送信データの到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

2 お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課火薬・電気担当

TEL：048-830-8435

FAX：048-830-8444

メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

【 注 意 事 項 】

1 届出受理通知書を送付する必要はありません。

（届出受理通知書裏面への変更履歴の記入は実施していません。）

2 提出書類は、A4サイズで1部作成してください。

- 3 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを1部作成し、返信用封筒とともに同封してください。收受印を押印し返送します。(電子申請の場合、控えを送付する必要はありません。)
- 4 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。お手元に控えを1部、残すようにしてください。
- 5 住民票抄本(又は履歴事項全部証明書)は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。住民票は、個人番号が記載されていないものに限りです。
- 6 No. 8、10について、
「電気工事士免状の事前連絡票 兼 実務経験証明書の事前連絡票」を電子申請により送信してください。申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>
- 7 No. 8、10について、主任電気工事士が第一種電気工事士の場合、
「主任電気工事士等実務経験証明書」の提出は不要です。
- 8 電気工事の種類の変更に当たって自家用電気工作物を追加する場合で、主任電気工事士が第二種電気工事士のときは、「認定電気工事従事者認定証」の写しを提出してください。
電気工事の種類の変更に伴って主任電気工事士又は主任電気工事士の資格を変更する場合は、No. 10に該当します。
- 9 更新漏れ等により建設業許可が「新規」扱いとなった場合は、変更届ではなく、「開始届」の扱いとなります。
- 10 法人成り、個人成り、事業譲渡、相続、合併、分割等に伴う手続は、変更届ではなく、全て「開始届」の扱いとなります。

【 各変更事項について 】

No. 1) 個人氏名

個人事業主の氏名を変更する場合です。承継や相続に伴って氏名を変更する場合は、変更届ではなく、「開始届」の扱いとなります。

No. 2) 個人住所

個人事業主が住所(住民票上の所在地)を変更する場合です。

№ 3) 法人名称

登記上の法人名称を変更する場合、「有限会社」を「株式会社」に変更する場合などです。

№ 4) 法人所在地

登記上の本店所在地を変更する場合です。

№ 5) 法人代表者

代表者の就退任があった場合です。

№ 6) 営業所名称

店舗の名称や屋号などを変更する場合です。

№ 7) 営業所所在地

店舗を移転した場合です。移転先が、埼玉県が管轄する市町村の場合に限ります。

№ 8) 営業所増設

県内に営業所を増設する場合です。県外に増設することを検討されている場合は、事前にお問合せください。

№ 9) 電気工事の種類

自家用電気工作物を追加したい場合や、削除したい場合です。

一般用電気工作物をやめて自家用電気工作物のみに変更したい場合は、「開始通知」の手続が必要です。以下のホームページで確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-minashitsuuchi.html>

№ 10) 主任電気工事士・工事士資格

主任電気工事士を交代する場合や、主任電気工事士が新たな電気工事の資格を取得した場合です。

主任電気工事士を交代する場合は、事前に「電気工事士免状の事前連絡票兼実務経験証明書の事前連絡票」を電子申請により送信してください。

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

№ 11) 建設業許可更新

建設業許可の更新に限らず、許可を受けた年月日や許可番号が変わった場合についても変更届出書及び許可通知書を提出してください。

業務内容等報告書は、電子申請システムにより提出してください。

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

「建設業許可の更新」に係る変更届出の提出について

届出の変更事項が「建設業許可の更新(注)のみ」の事業者で、変更届を電子申請システムで送信する場合、**提出書類は、不要です。**(変更届出書(様式第19)と建設業許可通知書の写しは、添付する必要がありません。)

変更届を郵送により提出する場合は、添付書類が必要です。

No. 12) 届出行政庁変更

届出行政庁を埼玉県から他の行政庁に変更する場合を指します。他の行政庁から埼玉県に変更する場合は、提出書類が異なるので、化学保安課へお問合せください。

届出行政庁の変更は、電子申請システムにより提出してください。(提出書類はありません。)

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.htm>

届出受理通知書の原本は、提出方法にかかわらず、必ず返納してください。